

令和7年9月

人事行政の運営等の状況

和歌山県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用状況	
(4)再任用職員の職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の人事評価の状況	5
3 職員の給与の状況	9
(1)総括	
(2)給与制度の総合的見直しの実施状況	
(3)一般行政職給料表の状況	
(4)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(5)級別職員数等の状況	
(6)職員の手当の状況	
(7)特別職の報酬等の状況	
(8)公営企業職員の状況	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	40
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
(6)介護時間の取得者数	
5 職員の分限及び懲戒処分等の状況	42
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
6 職員のサービスの状況	44
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の勤務形態	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
(6)配偶者同行休業の実施状況	

7 職員の退職管理の状況	46
8 職員の研修の状況	47
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	49
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況	
10 その他知事が必要と認める事項	50
定年退職者の再就職者数	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	51
(1) 採用試験の状況(令和6年度)	
ア 競争試験	
イ 選考	
(2) 昇任の状況(令和6年度)	
ア 競争試験	
イ 選考	
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	55
(1) 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要	
ア 民間給与と職員給与との比較	
イ 給与に関する勧告	
ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)	
エ 公務運営の改善	
(2) 報告資料	
ア 職員の給与	
イ 民間の給与	
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	67
4 不利益処分に関する審査請求の状況	67

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (令和7年4月1日付) (単位:人)				(令和6年度:令和6年4月1日～令和7年3月31日)(単位:人)				
試験(検査)区分		合格者数	採用者数	内女性	試験(検査)区分		採用者数	内女性
Ⅰ種 (中期募集枠)	一般行政職	20	11	7	Ⅰ種	一般行政職	68	28
	土木職	8	7	3		一般行政職(氷河期)	3	3
	農業工学	2	1	0		一般行政職(Uiターン)	4	1
	小計	30	19	10		情報職	2	0
Ⅰ種 (社会人枠)	一般行政	36	24	12		総合土木職	11	2
	用地関係事務	5	5	1		総合土木職(Uiターン)	3	0
	土木	4	4	0		建築職	5	1
	農業工学	1	0	0		電気職	2	0
Ⅰ種	小計	46	33	13		化学職	1	1
	一般行政職	97	78	37		農学職	9	1
	情報職A	4	3	0		林学職	5	2
	土木職	2	2	0		水産職	1	0
	農業工学	1	1	0		道路管理技術員	6	0
	建築職	5	3	2		動物保護指導員	1	1
	電気職	1	1	1		農林技術専門員	3	0
	機械職	1	1	0		畜産技術専門員	1	0
	化学職A	1	1	0		警察事務	2	2
	農学職	15	12	4				
	林学職	9	5	2				
	水産職	3	3	1				
	道路管理技術員	6	6	0				
	動物保護指導員	2	2	1				
	農林技術専門員	4	4	0				
	畜産技術専門員	1	1	0				
	学校事務	4	3	3				
	警察事務	6	5	4				
	化学職B	3	3	3				
	法医鑑識	2	1	0				
	小計	167	135	58		小計	127	42
Ⅱ種	土木職	1	1	1	Ⅱ種			
	農業土木職	0	0	0				
	診療放射線技師	2	1	0		小計		
	小計	3	2	1		一般事務	6	1
Ⅲ種	一般事務	8	7	4	Ⅲ種	土木	0	0
	土木	0	0	0		学校事務	7	4
	農業土木職	1	1	0		学校事務(障害者対象)	1	0
	農業	0	0	0		警察事務	3	2
	林業	0	0	0				
	学校事務	10	5	3		小計	17	7
	警察事務	5	2	2		小学校教員	153	78
	小計	24	15	9	教員	中学校教員	64	27
教員	小学校教員	121	109	64		高等学校教員	37	13
	中学校教員	60	57	21		中高共通	25	14
	高等学校教員	51	48	17		特別支援学校教員	30	12
	中高共通	16	15	10		養護教員	6	6
	特別支援学校教員	33	29	14		栄養教員	1	1
	養護教員	11	11	11		実習助手	2	0
	栄養教員	2	2	2		小計	318	151
	実習助手	3	2	0	警察官	警察官A男性一般	19	0
	小計	297	273	139		警察官A女性一般	6	6
警察官	警察官A男性一般	44	25	0		警察官B男性	20	0
	警察官A女性一般	16	7	7		警察官B女性	6	6
	警察官B男性	26	22	0		小計	51	12
	警察官B女性	13	9	9	資格 免許 職等	社会福祉士	8	6
	小計	99	63	16		心理職員	4	3
資格 免許 職等	社会福祉士	5	4	1		精神保健福祉士	1	1
	心理職員	7	6	3		獣医師	0	0
	精神保健福祉士	2	1	0		薬剤師	2	1
	獣医師	5	2	1		保健師	7	7
	薬剤師	4	3	2		船舶職員	3	1
	保健師	9	8	6		臨床検査技師	3	2
	栄養士	2	1	1		工業技術センター研究員	0	0
	船舶職員	1	1	0		専任教員	3	3
	工業技術センター研究員	2	2	1		職業訓練指導員	3	0
	専任教員	4	4	3		義肢装具士	1	0
	職業訓練指導員	1	1	1		看護師	7	2
	看護師	7	7	1		医師	7	1
	医師	2	2	1		司書	1	1
	文化財専門員	1	1	1		学芸員	1	0
	学芸員	2	2	0		心理職B	1	0
	小計	54	45	22		小計	52	28
合 計		720	585	268	合 計		565	240

(2)退職者数 (令和6年度) (単位:人)											
職種	合 計	定年退職		勤奨退職 (定年前希望 退職を含む)	普通退職		そ の 他				
		勤務延長後 の退職			在職期間の通算 を伴う退職等	定年前再任用短時間 勤務となるための退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
一般行政職	196	56	0	23	115	3	16	0	1	0	1
研究職	5	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0
医療職	35	5	0	2	27	0	6	0	0	0	1
技能労務職	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	330	117	0	37	171	1	7	0	1	0	4
警察職	80	8	0	2	69	27	0	0	0	0	1
合 計	649	190	0	64	386	31	29	0	2	0	7

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勤奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合、定年前再任用短時間勤務となるための退職等)
2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用状況

(令和6年度)

(単位:人)

区分	合 計	暫定再任用職員数										定年前再任用短時間勤務職員数									
		フルタイム職員		短時間勤務職員								15時間30分以上 19時間22分30秒未満					19時間22分30秒以上 23時間15分未満				
		任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新
職種																					
一般行政職	294	270	152	150	122	120	0	0	0	0	122	120	0	0	0	0	20	0	0	0	0
研究職	8	5	5	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
医療職	23	20	5	5	15	15	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	3	0	0	0	0
技能労務職	6	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	264	253	256	249	7	4	0	0	7	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
警察職	11	10	5	5	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0
合 計	606	560	429	416	150	144	0	0	7	4	143	140	0	0	0	0	27	0	0	0	0

(4)再任用職員の職員数

(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合 計	暫定再任用職員数										定年前再任用短時間勤務職員数									
		フルタイム職員		短時間勤務職員								15時間30分以上 19時間22分30秒未満					19時間22分30秒以上 23時間15分未満				
		任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新
職種																					
一般行政職	274	189	136	93	121	96	0	0	1	0	120	96	0	0	0	0	17	0	0	0	0
研究職	9	6	4	3	5	3	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	25	13	7	3	12	10	0	0	0	0	12	10	0	0	0	0	6	0	0	0	0
技能労務職	7	4	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	278	184	262	180	10	4	0	0	10	4	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
警察職	8	7	2	2	6	5	0	0	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	601	403	418	285	154	118	0	0	11	4	143	114	0	0	0	0	29	0	0	0	0

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

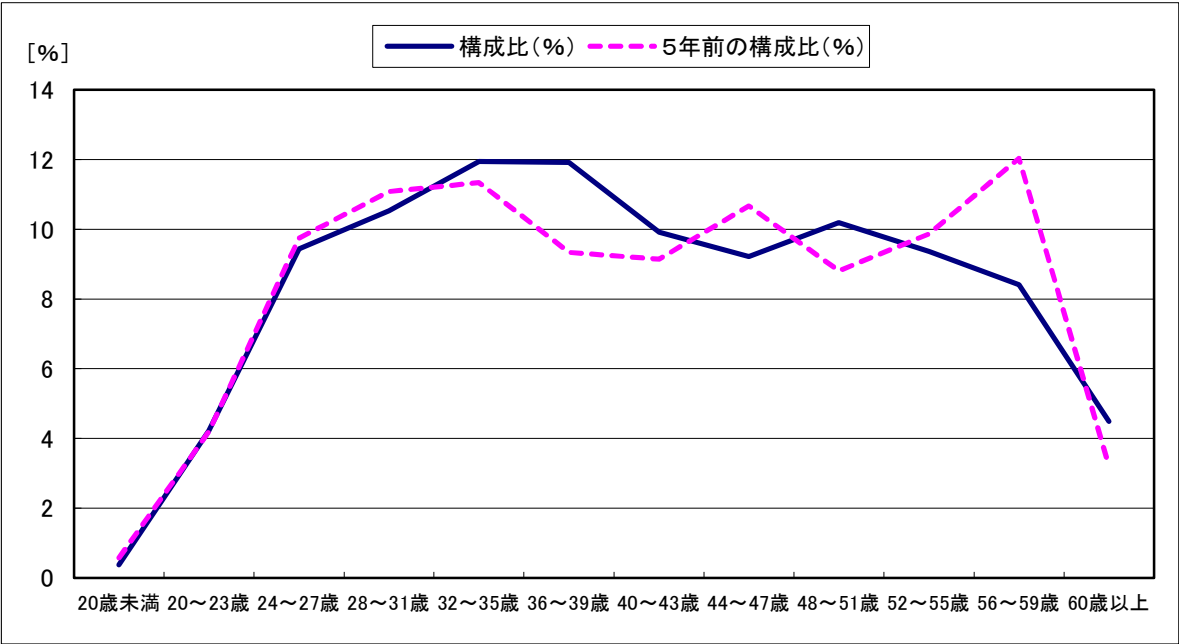
(令和7年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由 等
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	34	33	▲ 1	・ワールドマスタースゲームズ2027関西開催に係る業務の増加 ・第49回全国育樹祭開催に係る業務の増加
	総務企画	773	783	10	
	税務	160	159	▲ 1	
	民生	371	384	13	
	衛生	439	435	▲ 4	
	労働	59	60	1	
	農林水産	720	716	▲ 4	
	商工	220	222	2	
	土木	751	749	▲ 2	
	小 計	3,527	3,541	14	(参考:人口10万人当たり職員数 387.7 人)
	教育部門	8,595	8,505	▲ 90	・児童生徒数の減少に伴う学級数の減少
	警察部門	2,510	2,511	1	
	小 計	14,632	14,557	▲ 75	(参考:人口10万人当たり職員数 1,593.9 人)
公営企業等	病院	153	154	1	
	その他	58	56	▲ 2	
	小 計	211	210	▲ 1	
合 計		14,843 [15,805]	14,767 [15,740]	▲ 76 [▲65]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,616.9 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。
2 []内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	55人	623人	1,393人	1,554人	1,764人	1,760人	1,465人	1,360人	1,505人	1,383人	1,242人	663人	14,767人

(7) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,528	3,529	3,514	3,516	3,527	3,541	13 (0.4%)
教育	8,684	8,671	8,685	8,629	8,595	8,505	▲ 179 (▲2.1%)
警察	2,532	2,523	2,522	2,527	2,510	2,511	▲ 21 (▲0.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	14,744	14,723	14,721	14,672	14,632	14,557	▲ 187 (▲1.3%)
公営企業等会計計	212	218	218	215	211	210	▲ 2 (▲0.9%)
総合計	14,956	14,941	14,939	14,887	14,843	14,767	▲ 189 (▲1.3%)

2 職員の人事評価の状況

(令和6年度)

区分

勤務成績の評定の概要

被評価者及び評価者

被 評 価 者	第1次評価者	第2次評価者
部長級職員	本庁の部長等	－
次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	－
〃 (振興局)	振興局長	－
課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等
〃 〃 (振興局)	振興局長	－
課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等
〃 (振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長
課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所 属 長
〃 (出先)	次長等※管理職手当受給者	〃
〃 (振興局)	副部長等	〃

評価の構成

1 職務行動評価

被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価。(「能力」を評価)

2 役割達成度評価

被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価。(「実績」を評価)

知事部局

評価要素

1 職務行動評価

部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方

2 役割達成度評価

部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)
課長級	
課長補佐級	
係長級	
一般職員	
現業職員	

評価方法

1 職務行動評価

5段階による絶対評価

2 役割達成度評価

〃

自己評価の有無

1 職務行動評価

有り

2 役割達成度評価

〃

評価基準日

1 職務行動評価

11月1日

2 役割達成度評価

2月1日

評価対象期間

1 職務行動評価

4月1日から翌年3月31日まで

2 役割達成度評価

〃

評価結果の活用方法

1 職務行動評価

人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料

2 役割達成度評価

人材育成及び給与の決定のための資料

(令和6年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要																													
教育委員会 (事務局)	被評価者及び評価者	(1)教育庁																												
		<table><tr><td>被評価者</td><td>第1次評価者</td><td>第2次評価者</td></tr><tr><td>局長</td><td>教育長</td><td>—</td></tr><tr><td>課長、室長</td><td>局長</td><td>教育長</td></tr><tr><td>副課長、主幹</td><td>課長</td><td>局長</td></tr><tr><td>上記以外の職員</td><td>副課長、室長</td><td>課長</td></tr></table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	局長	教育長	—	課長、室長	局長	教育長	副課長、主幹	課長	局長	上記以外の職員	副課長、室長	課長	<table><tr><td>被評価者</td><td>第1次評価者</td><td>第2次評価者</td></tr><tr><td>所長</td><td>学校教育局長</td><td>教育長</td></tr><tr><td>副所長</td><td>所長</td><td>学校教育局長</td></tr><tr><td>上記以外の職員</td><td>副所長</td><td>所長</td></tr></table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所長	学校教育局長	教育長	副所長	所長	学校教育局長	上記以外の職員	副所長	所長
		被評価者	第1次評価者	第2次評価者																										
		局長	教育長	—																										
		課長、室長	局長	教育長																										
		副課長、主幹	課長	局長																										
		上記以外の職員	副課長、室長	課長																										
		被評価者	第1次評価者	第2次評価者																										
		所長	学校教育局長	教育長																										
		副所長	所長	学校教育局長																										
上記以外の職員	副所長	所長																												
(2)教育事務所																														
(3)学校以外の教育機関																														
(4)派遣職員																														
評価の構成	① 職務行動評価 職員が職務遂行の中でとった行動を別に定める標準職務遂行能力の評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。(「能力」を評価)																													
	② 役割達成度評価 職員が果たすべき役割について、担当業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価する。(「業績」を評価)																													
評価要素	① 職務行動評価 企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																													
	② 役割達成度評価 職員が果たすべき役割について、自ら担当業務に関する目標を定め、当該役割を果たした程度を評価する。																													
評価方法	① 職務行動評価 5段階による絶対評価 ② 役割達成度評価 ”																													
自己評価の有無	① 職務行動評価 有り ② 役割達成度評価 ”																													
評価基準日	① 職務行動評価 11月1日 ② 役割達成度評価 ”																													
評価期間	① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで ② 役割達成度評価 ”																													
評定結果の活用方法	① 職務行動評価 人材育成、任用、分限及び給与の決定のための資料																													
	② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料																													

2 職員の人事評価の状況

(令和6年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要															
県立学校	被評価者及び評価者	<table><tr><td>被評価者</td><td>第1次評価者</td><td>第2次評価者</td></tr><tr><td>校長</td><td>教職員課長</td><td>教育総務局長</td></tr><tr><td>副校長・教頭</td><td>校長</td><td>教職員課長</td></tr><tr><td>教諭等</td><td>副校長・教頭</td><td>校長</td></tr></table>			被評価者	第1次評価者	第2次評価者	校長	教職員課長	教育総務局長	副校長・教頭	校長	教職員課長	教諭等	副校長・教頭	校長
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者													
	校長	教職員課長	教育総務局長													
	副校長・教頭	校長	教職員課長													
	教諭等	副校長・教頭	校長													
	評価の構成	目標申告(自己申告)と業績評価から構成														
	評 価 要 素	<table><tr><td>校長・副校長・教頭</td><td colspan="2">学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成</td></tr><tr><td>教諭等</td><td colspan="2">学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等</td></tr></table>			校長・副校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成		教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等							
	校長・副校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成														
	教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等														
評 価 方 法	目標申告:3段階による絶対評価 業績評価:5段階による絶対評価															
自己評価の有無	有り															
評価基準日	目標申告:12月末日 業績評価:1月末日															
評 価 期 間	毎年4月1日～翌年3月31日															
評定結果の活用方法	目標申告:人材育成及び給与の決定のための参考資料 業績評価:人材育成、任用、分限及び給与の決定のための参考資料															

令和6年度

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要																					
警察本部	被評価者及び評価者	<table><tr><th>被評価者</th><th>第1評価者</th><th>第2評価者</th></tr><tr><td>所属長</td><td>所管部長</td><td>—</td></tr><tr><td>次席・管理官・副署長等</td><td>所属長</td><td>—</td></tr><tr><td>調査官・課長補佐・署課長等</td><td>管理官等</td><td>次席・副署長等</td></tr><tr><td>係長・主任・係員</td><td>担当補佐・署課長等</td><td>管理官等</td></tr><tr><td>初任科生</td><td>担当教官</td><td>校長補佐</td></tr></table>			被評価者	第1評価者	第2評価者	所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評価者	第1評価者	第2評価者																			
	所属長	所管部長	—																			
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																			
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																			
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																			
	初任科生	担当教官	校長補佐																			
	評価の構成	【初任科生以外の警察官・警察職員】 ① 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価 ② 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価 【初任科生】 ○ 特別評価(能力評価のみ) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価																				
評価要素	【初任科生以外の警察官・警察職員】 ① 能力評価 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等 ② 業績評価 職員が果たすべき役割について、業務に関する目標をあらかじめ定めた上での当該役割を果たした程度 【初任科生】 ○ 特別評価(能力評価のみ) 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等																					
評価方法	【初任科生以外の警察官・警察職員】 能力評価及び業績評価ともに5段階による絶対評価 【初任科生】 2段階による絶対評価																					
自己評価の有無	【初任科生以外の警察官・警察職員】 有り 【初任科生】 無し																					
評価基準日	能力評価 12月1日 業績評価 6月1日、12月1日																					
評価期間	能力評価 12月1日から11月30日まで 業績評価 12月1日から翌年5月31日まで、6月1日から11月30日まで 特別評価(初任科生) 初任教養期間中																					
評価結果の活用方法	昇任、給与、分限等																					

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

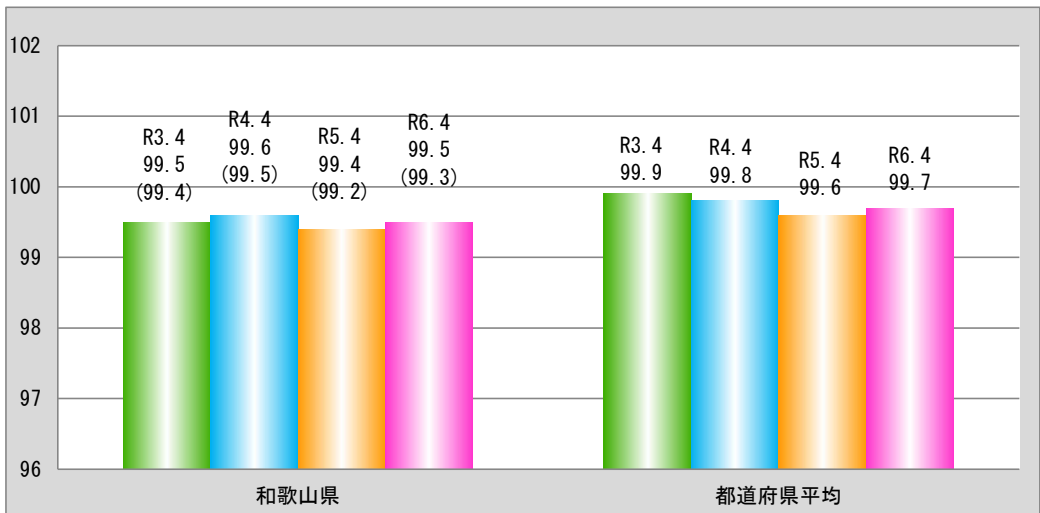
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度人件費率
6年度	901,193人	644,047,629千円	9,713,885千円	140,599,062千円	21.8%	21.6%

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	14,632人	64,090,678千円	12,658,127千円	26,750,582千円	103,499,387千円	7,073

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
6年度	378,443	368,621	9,822	2.66	2.66	2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
6年度	4.61	4.50	0.11	0.10	4.60	4.60

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

ア 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

イ 地域手当の見直し

(支給割合) 和歌山市及び橋本市については国基準6%に対し、5%を支給。

その他の市町村については、国基準0%に対し、1.5%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとし、平成28年4月1日より現行の支給割合を支給。

		平成26年度 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成 28 年度 支給 割合	平成 29 年度 支給 割合	平成 30 年度 支給 割合	令和 元 年度 支給 割合	令和 2 年度 支給 割合	令和 3 年度 支給 割合	令和 4 年度 支給 割合	令和 5 年度 支給 割合	令和 6 年度 支給 割合
			4月1日 時点	遡及改 定後									
和歌山市	国	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
橋本市	和歌山県	3%	4%	4%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
その 他 の 県 内 市 町 村	国	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

ウ その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(3) 一般行政職給料表の状況(令和7年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
最高号給の 給料月額	258,100	308,500	354,700	389,300	398,200	413,700	450,900	488,500	540,900

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.3 歳	331,295 円	412,455 円
技能労務職	58.8 歳	293,563 円	316,960 円
うち用務員	58.8 歳	293,563 円	316,960 円
うち運転業務員	— 歳	— 円	— 円
うち守衛	— 歳	— 円	— 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職	44.4 歳	384,030 円	442,300 円
小・中学校（幼稚園）教育職	39.8 歳	362,311 円	412,643 円
警 察 職	39.5 歳	344,929 円	471,109 円

- （注）１ 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 ２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒 225,600 円	総合 230,000 円
		一般 220,000 円
		高 校 卒 188,000 円
技能労務職	高 校 卒 192,500 円	—
高等学校教育職	大 学 卒 252,000 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒 252,000 円	—
警 察 職	大 学 卒 251,800 円	255,200 円
	高 校 卒 221,200 円	216,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 284,935 円	364,729 円	390,923 円	401,290 円
	高 校 卒 259,165 円	328,380 円	374,950 円	366,195 円
技能労務職	高 校 卒 — 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大 学 卒 339,203 円	401,289 円	429,501 円	439,345 円
小・中学校教育職	大 学 卒 337,619 円	402,753 円	423,703 円	434,908 円
警 察 職	大 学 卒 299,766 円	382,165 円	410,151 円	417,915 円
	高 校 卒 284,939 円	344,443 円	387,992 円	411,542 円

(5) 級別職員数等の状況

ア 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

① 行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	607	13.3	主事 技師 機関士 航海士 主任 計	503 98 1 3 2 607	2,048	44.8	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	469	10.3	主事 技師 職業指導員 主任 計	355 106 2 6 469			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1,193	26.1	副主査 主任 係長 主査 計	872 100 15 206 1,193	917	20.1	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	696	15.2	係長 主査 船長 助教 教務主任 人事主事、指導主事 社会教育主事 政策推進員 計	64 611 1 2 1 13 2 2 696			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1,057	23.1	課長補佐 班長 振興局課長 県税事務所課長 中央児童相談所課長 港湾事務所課長 こころの医療センター課長、その他福祉施設課長 障害児者サポートセンター課長 DV相談支援センター課長 土砂災害啓発センター所長、その他所長 ジオパークセンター事務長 県立文書館課長 産業技術専門学院課長 東京事務所課長 環境衛生研究センター課長 精神保健福祉センター次長 就農支援センター次長 ジェンダー平等推進センター課長 公営競技事務所課長 工業技術センター課長 消費生活センター支所長 高等看護学院事務長代理 農林大学校部長、准教授 船長、機関長 専門技術員、調査員、検査員、専門員 会計専門員、会計駐在員 入札契約統括員 学校事務長 教育機関課長 教育機関センター長 人事主事、指導主事、社会教育主事、教育相談主事 政策推進員 警察署課長 調査官 主任 副主任 計	110 169 67 8 6 2 4 1 1 2 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 7 5 20 7 6 27 15 1 13 1 7 9 519 35 1,057	1,057	23.1	課長補佐級

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務 所を除く。次項において同じ。）の長の職 務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	439	9.6	課長	80	463	10.1	課 長 級
				室長、分室長	13			
				振興局部長	26			
				消防学校長	1			
				旅券事務長	1			
				児童相談所長、仙溪学園長	2			
				精神保健福祉センター所長	1			
				障害児者サポートセンター所長	1			
				DV相談支援センター所長	1			
				なぎ看護学校副学校長	1			
				県ジェンダーセンター所長	1			
				県立文書館長	1			
				公営競技事務所長	1			
				産業技術専門学院長	2			
				世界遺産センター事務長	1			
				農林大学校長	1			
				就農支援センター所長	1			
				土木機関事務所所長	7			
				副課長	103			
				振興局副部長	35			
				企画員	29			
				主幹	53			
				県税事務所次長	2			
				東京事務所次長	1			
				消防学校副校長	1			
				県立文書館次長	1			
				児童相談所次長、その他福祉機関次長	5			
産業技術専門学院副学院長	1							
公営競技事務所次長	1							
農林大学校副校長、教授、部長	3							
土木機関事務所次長	5							
総括検査員、総括調査員	13							
総括専門員	9							
ジオパークセンター所長	1							
学校事務長	15							
教育機関所長	3							
教育機関副所長	3							
教育機関館長	1							
教育機関副館長	3							
会計官	5							
監察官	1							
管理官	3							
				計	439			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	51	1.1	課長	15	62	1.4	次 長 級
				室長	1			
				企画員	1			
				なぎ看護学校長	1			
				監察官	4			
				理事官	2			
				参事	19			
				県税事務所長	4			
				こころの医療センター事務局長	1			
				中央児童相談所長	1			
				世界遺産センター所長	1			
				教育機関副館長	1			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の 長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	35	0.8	東京事務所長	1			
				局長	24			
				参事	3			
				県議会事務局次長	1			
				振興局長	5			
				参事官	1			
				計	35			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局 を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	24	0.5	部長	10	24	0.5	部 長 級
				事務局長	4			
				知事室長	1			
				会計管理者	1			
				振興局長	2			
				参事	4			
				技監	2			
合 計		4,571						

② 研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	13	5.4	研究員 学芸員 計	11 2 13	77	32.0	係員級
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	79	32.8	研究員 学芸員 副主査研究員 主査研究員 主査学芸員 専門研究員 計	25 10 29 12 1 2 79			
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	120	49.8	主査研究員 主査学芸員 専門研究員 農業試験場部長、その他試験場部長 工業技術センター課長 工業技術センター専門技術員 主任研究員 総括主任研究員 副主任研究員 暖地園芸センター副所長、その他研究所副所長 畜産試験場副場長 教育機関課長 主任学芸員 調査官 計	35 4 3 12 1 1 39 4 2 4 1 5 7 2 120	78	32.4	課長補佐級
				暖地園芸センター所長、研究所所長 農業試験場長、その他試験場長 工業技術センター企画員 総括研究員 農業試験場副場長、その他試験場副場長 環境衛生研究センター、工業技術センター部長 計	4 4 2 4 4 8 26			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	26	10.8	環境衛生研究センター所長 工業技術センター所長 参事 計	1 1 1 3	26	10.8	課長級
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	3	1.2	環境衛生研究センター所長 工業技術センター所長 参事 計	1 1 1 3	3	1.2	次長級
合 計		241						

③ 医療職給料表（1）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	23	62.2	医師	23	23	62.2	係員級
				計	23			
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	3	8.1	医師	1	3	8.1	係長級
	医長			2				
				計	3			
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	9	24.3	副院長	1	9	24.3	課長級
				部長	1			
				企画員	5			
				総括専門員	2			
				計	9			
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	2	5.4	院長	1	1	2.7	次長級
				技監	1	1	2.7	部長級
				計	2			
	合 計	37						

④ 医療職給料表（２）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「診療放射線技師等」という。）をいう。）の職務	4	3.8	栄養士	3	51	48.6	係員級
	2 医療技師（歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「歯科衛生士等」という。）をいう。）の職務			医療技師	1			
	3 福祉技師の職務			計	4			
2級	1 技師の職務	21	20.0	技師	14			
	2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の職務			医療技師	7			
	3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技師等をいう。）又は福祉技師の職務			計	21			
	4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師（歯科衛生士等をいう。）の職務			計	21			
3級	副主査の職務	25	23.8	副主査	25			
4級	1 主査の職務	18	17.1	副主査	1	17	16.2	係長級
	2 困難な業務を行う副主査の職務			主査	17			
				計	18			
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長の職務	32	30.5	家畜保健衛生所次長	2	32	30.5	課長補佐級
	2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務			保健所、家畜保健衛生所課長	12			
	3 薬局長又は技師長の職務			家畜保健衛生所支所長	1			
	4 主任の職務			薬局長	1			
	5 困難な業務を行う主査の職務			主任	16			
6級	総括専門員の職務	2	1.9	総括専門員	2	5	4.8	課長級
				計	2			
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務	3	2.9	動物愛護センター所長	1			
	2 和歌山県動物愛護センターの長の職務			家畜保健衛生所所長	2			
				計	3			
合 計		105						

⑤ 医療職給料表（３）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	准看護師の職務	0	0.0		計	0	158	70.2	係員級		
2級	1 保健師又は助産師の職務	45	20.0	保健師	27						
	2 看護師の職務			看護師	16						
	3 福祉技師の職務			専任教員	1						
	4 専任教員の職務			副主査准看護師	1						
	5 副主査准看護師の職務			計	45						
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務	112	49.8	副主査	18	33	14.7	係長級			
	2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務			副主査看護師	76						
				副主査専任教員	18						
4級	1 看護師長の職務	34	15.1	副主査看護師	1				28	12.4	課長補佐級
	2 副看護師長の職務			主査	7						
	3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任教員の職務			主査専任教員	4						
	4 困難な業務を行う副主査等の職務			主査看護師	6						
				副看護師長	16						
			計	34							
5級	1 病院の副部長の職務	28	12.4	副部長	1	6	2.7	課長級			
	2 困難な業務を行う看護師長の職務			看護師長	6						
	3 保健所の課長の職務			科長	2						
	4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任教員の職務			課長	7						
				主任	8						
				副主任	1						
6級	1 病院の部長の職務	6	2.7	教務主任	3	1					
	2 困難な業務を行う病院の副部長の職務			計	28						
	3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務			難病・子ども保健相談支援センター長	1						
				副部長	1						
				主幹	1						
				看護部長	1						
		看護副部長	2								
			計	6							
合 計		225									

⑥ 高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は 実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講 師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	359	12.9	講師 養護助教諭 寄宿舎指導員 実習助手 計	275 8 17 59 359	359	12.9	講 師 等
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教 諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、養護 助教諭、講師又は実習助手の職務 4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、 養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指 導員の職務	2,309	83.2	講師 寄宿舎指導 実習助手 教諭 栄養教諭 養護教諭 計	2 21 44 2,180 5 57 2,309	2,309	83.2	教 諭 等
特2級	1 高等学校の主幹教諭の職務 2 特別支援学校の主幹教諭の職務	0	0.0		0	0	0.0	主 幹 教 諭
3級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	64	2.3	副校長 教頭 計	1 63 64	64	2.3	副 校 長 教 頭
4級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務	42	1.5	校長 計	42 42	42	1.5	校 長
合 計		2,774						

⑦ 中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	1	1.9	講師 計	1 1	1	1.9	講 師 等
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助 教諭又は講師の職務	48	88.9	教諭 養護教諭 計	43 5 48	48	88.9	教 諭 等
特2級	中学校の主幹教諭の職務	0	0.0		0	0	0.0	主 幹 教 諭
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	5	9.3	教頭 計	5 5	5	9.3	副 校 長 教 頭
4級	中学校の校長の職務	0	0.0		0	0	0.0	校 長
合 計		54						

⑧ 小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務	839	14.0	講師 養護助教諭 計	759 80 839	839	14.0	講師等
2級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,504	75.0	講師 教諭 栄養教諭 養護教諭 計	2 4,168 41 293 4,504	4,504	75.0	教諭等
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務	15	0.2	主幹教諭 計	15 15	15	0.2	主幹教諭
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	329	5.5	副校長 教頭 計	1 328 329	329	5.5	副校長 教頭
4級	小学校又は中学校の校長の職務	318	5.3	校長 計	318 318	318	5.3	校長
合 計		6,005						

⑨ 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	2	13.3	講師 計	2 2	2	13.3	講師等
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	12	80.0	教諭 計	12 12	12	80.0	教諭等
特2級	高等学校の主幹教諭の職務	0	0.0	主幹教諭 計	0 0	0	0.0	主幹教諭
3級	高等学校の副校長又は教頭の職務	1	6.7	教頭 計	1 1	1	6.7	副校長 教頭
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	校長 計	0 0	0	0.0	校長
合 計		15						

⑩ 学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務	14	50.0	栄養士 計	14 14	21	75.0	係員級
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	2	7.1	栄養士 計	2 2			
3級	副主査栄養士の職務	5	17.9	副主査栄養士 計	5 5			
4級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務	0	0.0	主査栄養士 計	0 0			
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	7	25.0	主査栄養士 計	7 7	7	25.0	係長級
合 計		28						

⑪ 警察官給料表

区分		等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階						
			(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階				
1級	係員の職務	178	8.1	係員	178	計	178	1,388	63.4	巡査・ 巡査長・ 巡査部長			
2級	困難な業務を行う係員の職務	294	13.4	係員	294	計	294				519	23.7	警部 補
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務	496	22.6	係員 主任	354 142	計	496	191	8.7	警部			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	701	32.0	主任 係長	420 281	計	701				93	4.2	警視
5級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	314	14.3	係長 課長代理 課長補佐 警察署課長	238 15 35 26	計	314	16	0.7				
6級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	112	5.1	課長補佐 警察署課長 次席・次長・副隊長 調査官 分庁舎長	11 8 7 85 1	計	112				25	1.1	
7級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	55	2.5	次席・次長 次席・副隊長 監察官 管理官 刑事官 副署長 副校長	3 3 10 27 2 9 1	計	55	16	0.7				
8級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	25	1.1	署長 理事官	4 21	計	25				16	0.7	
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務	16	0.7	校長 参事官 署長	1 8 7	計	16	2,191					
合 計		2,191											

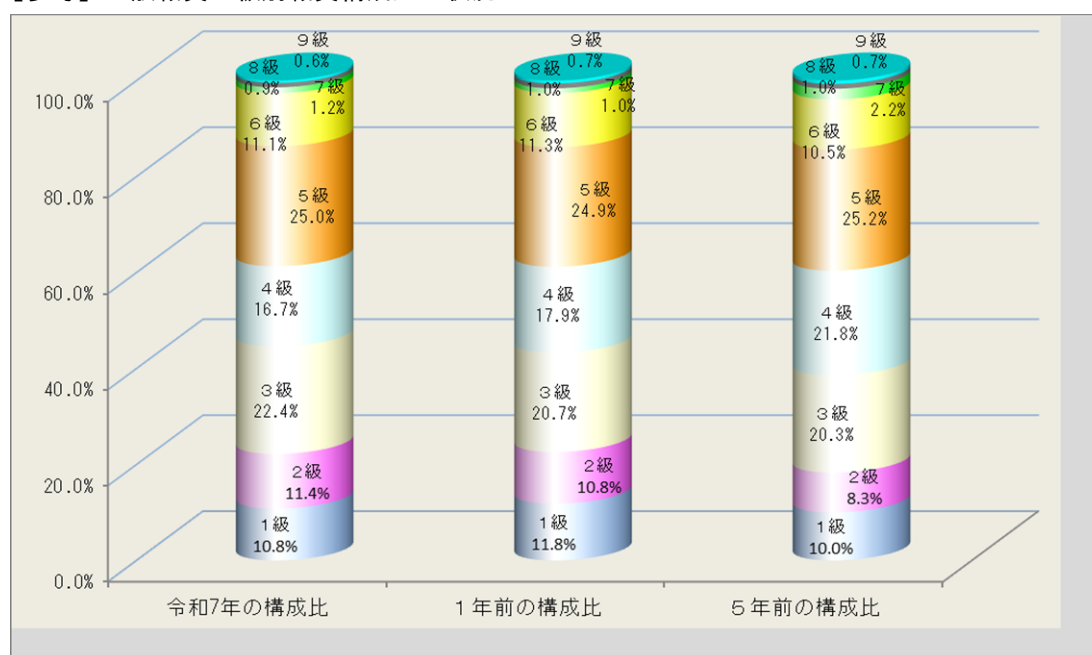
- (注) 1 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫ 現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			16	100.0	係員級
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務	8	50.0	用務員	1			
				校務員	7			
				計	8			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	2	12.5	校務員	2			
				計	2			
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	6	37.5	校務員	6			
				計	6			
合 計		16						

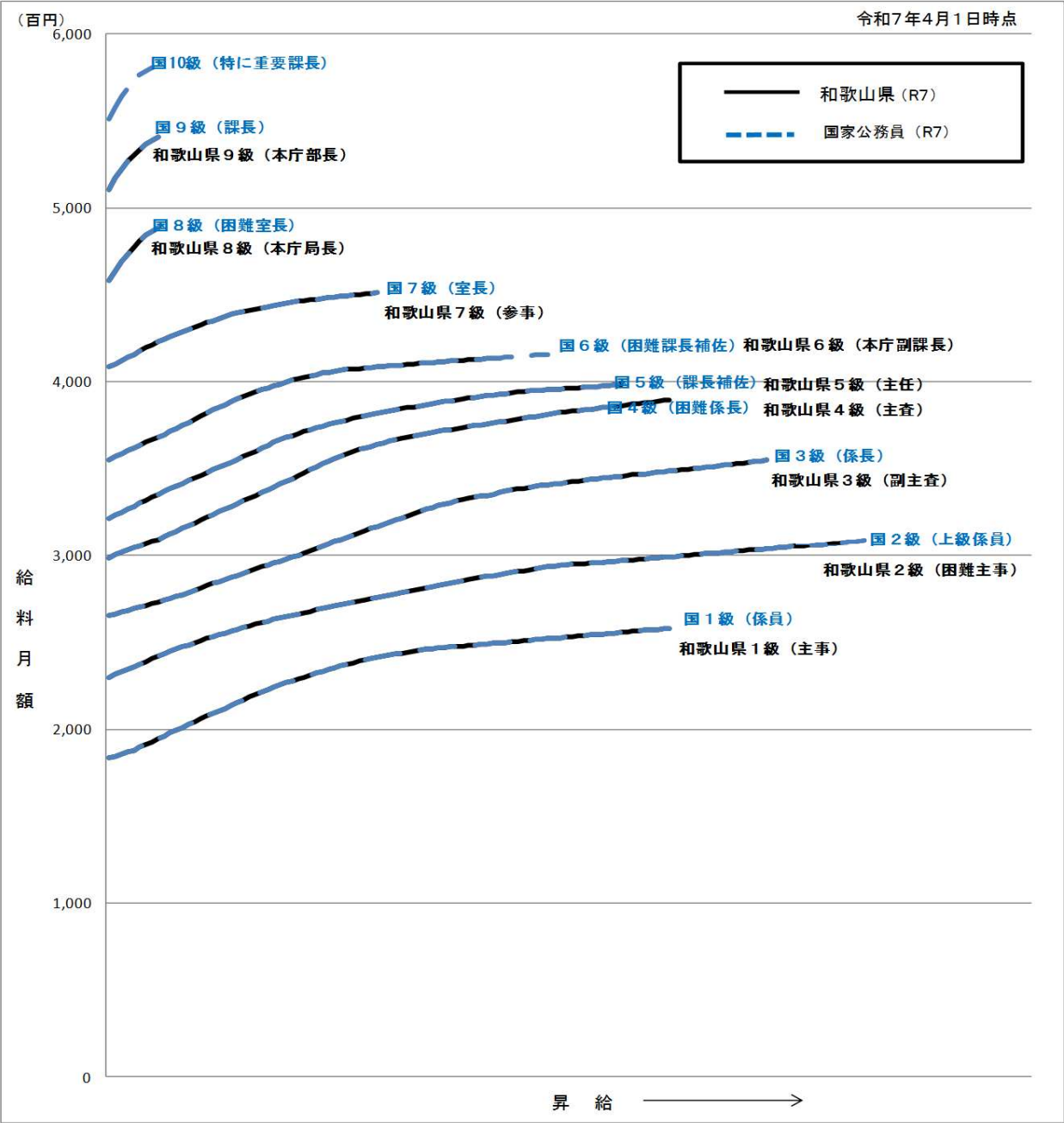
- (注) 1 現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員も本表に含む。

【参考】一般職員の級別職員構成比の状況



(注) 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員（暫定再任用職員等は除く。）について記載している。

イ 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日）



ウ 昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施している。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階（A～E）に格付しており、その評価結果（評語）に基づき、昇給区分（0～7号給）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和6年度中における運用		特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					

3 令和7年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位（A・B）	標準（C）	下位（D・E）
55歳未満	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	0.0%	100.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	36.2%	63.8%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位（A・B）	標準（C）	下位（D・E）
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	35.5%	64.0%	0.5%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	21.3%	77.9%	0.9%

※ 特定職員とは、行政職給料表8級以上の適用を受ける者をいう。

※ 全ての期間を勤務していない者（病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等）、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。

※ 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,742 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

（注） 1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特任幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.10月分、勤勉手当2.50月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間（6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施している。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和6年度中における運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

3 令和6年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特任幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	154.5/100 ～139.5/100	124.5/100	110.5/100
人員分布率	20.3%	79.8%	0.0%

イ 特任幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	134.5/100 ～119.5/100	104.5/100	90.5/100
人員分布率	32.7%	67.2%	0.1%

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

和歌山県				国							
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年		退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分		勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分		勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分		勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分
	最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分		最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （ 2% ～ 45% ）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （ 2% ～ 45% ）						
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 （0円～65,000円）の60月分				退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 （0円～65,000円）の60月分			
（退職時特別昇給		なし		）		（退職時特別昇給		なし		）	
1人当たり平均支給額		1,289 千円		21,415 千円		1人当たり平均支給額		－ 千円		－ 千円	

- （注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。
- 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			2,404,650 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			161,094 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	35 人	20 %
埼玉県さいたま市	14 %	1 人	14 %
千葉県柏市	7 %	1 人	7 %
茨城県つくば市	16 %	1 人	16 %
滋賀県彦根市	5 %	1 人	5 %
大阪府大阪市	16 %	13 人	16 %
大阪府吹田市	14 %	1 人	14 %
石川県かほく市	- %	1 人	- %
石川県金沢市	3 %	1 人	3 %
石川県輪島市	- %	1 人	- %
和歌山県和歌山市	5 %	6,640 人	5 %
和歌山県橋本市	5 %	799 人	5 %
上記以外の和歌山県内市町村	3 %	7,224 人	- %
医師	16 %	26 人	16 %
平均支給率		4.1 %	2.6 %

- （注） 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給される一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		643,996 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		79,781 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		49.5 %		
手当の種類（手当数）		46		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して、県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収等	751 千円	日額900円
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	28 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	202 千円	日額850円
社会福祉業務手当	中央児童相談所、紀南児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	16,705 千円	日額640円 （児童相談所に勤務する職員で、相談、指導等の業務に従事した場合には、日額1,000円）
防疫業務等手当	保健所等に勤務する職員	①感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する業務 ③狂犬病予防法に基づく捕獲等	122 千円	①日額330円 ②日額1,000円 ③日額600円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	132 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、こころの健康推進課、薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	130 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等	28,224 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 7,300円 4時間以上 3,550円 （4,050円） 2～4時間未満 3,100円 （3,600円） 2時間未満 2,150円 （2,550円） ※（ ）内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	2 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	75 千円	日額500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	応急作業、災害状況の調査、避難所運営等の作業に従事した職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の人事委員会が定める作業	457 千円	日額800円(R6.10.4～大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合日額1,080円) ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円(R6.10.4～大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合540円)を加算することができる。
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	日額1,600円以内 (800円+人事委員会が定める額を加算した額)
特別環境作業従事手当	振興局地域づくり部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	453 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	6,374 千円	日額500円
	水産試験場又は自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	1 千円	1時間400円
火薬類等災害調査手当	危機管理部危機管理局危機管理消防課又は振興局地域づくり部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	0 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,132 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	10 千円	日額300円
用地交渉手当	用地交渉の事務に従事する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	3,289 千円	日額1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
有害物取扱手当	環境衛生研究センター 又は工業技術センター に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に 規定する毒物及び劇物を 使用して健康を害するお それがあると認められる 程度の試験、研究又は検 査	439 千円	日額300円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締 法第54条第2項に規 定する麻薬取締員を命 じられた職員	麻薬及び向精神薬取締 法第54条第5項に規定す る職務	6 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対 処するため、死体の取 扱いに関する作業で人 事委員会が定めるもの に従事した職員	特定大規模災害に対処 するため死体の取扱いに 関する作業で人事委員会 が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) (心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業) 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
定時制課程事務手 当	定時制又は通信制の 高等学校に勤務する 事務職員	午後5時以降において、 2時間以上勤務する定時 制・通信制課程の事務 業務	84 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教 育職員	異なる2の学年を1学級と して行う授業	8,479 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1 学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教 育職員のうち分校主任 又はこれに相当する職 にある者	分校主任等の担当業務	196 千円	日額300円
教育業務連絡指導 手当	小学校又は中学校又 は県立学校に勤務す る教諭のうち主任等 の係る職務に従事し た者	教務主任、学年主任、 生活指導主任、進路指 導主任、特別支援学級 主任等の担当業務	50,958 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他 校の高等学校の通常課 程、通信教育等を担当 (兼務)する業務	1,582 千円	時間 2,780円 (理療科教育兼務の場合 日額 900円)
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる 県立学校教育職員	正規の勤務時間以外に おける学生寮での寮生へ の生活指導等(2時間以 上)	253 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急 業務 ②児童生徒引率指導業 務	326,749 千円	①(7)児童生徒の保護又は緊 急の防災復旧業務 日額 8,000円 (4)児童生徒の負傷疾病に 伴う緊急業務及び緊急 指導 日額 7,500円 ②(7)修学旅行、公式試合等 で泊を伴うもの 日額 5,100円 (4)部活動で休日等に行う もの 日額 2,700円
夜間学級担当手当 ※R7.4.1新設	夜間学級を置く中学校 又は義務教育学校の 後期課程に勤務する校 長、副校長、教頭、主 幹教諭、教諭、助教諭 及び講師	夜間学級を担当する業務	0 千円	給料月額に100分の5を乗じて 得た額(管理職手当を受ける 校長及び教員は給料月額に 100分の4を乗じて得た額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	43,696 千円	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	14,088 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	16,141 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	29,185 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,590 千円	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	23,173 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 (損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証 (検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額2,000円以内) 心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業 日額2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額4,000円以内)
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	7,724 千円	日額320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時まで)において行われる業務	52,995 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	10 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がけ、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	0 千円	1回470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	665 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	17 千円	1時間400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1,821 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	2,615 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	585 千円	日額840円(R6.10.4～大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合日額1,080円) ただし、警戒区域等危険地域840円加算(R6.10.4～日没時から日出時までの間において行われた場合100分の50、立入禁止区域等で行われた場合100分の100加算)
	東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	1,423 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
災害応急手当	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与える人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	災害発生箇所及び周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 (1,680円+人事委員会が定める額を加算) 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 (840円+人事委員会が定める額を加算)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	①天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃その他人事委員会がこれに準ずると認める者の身辺警衛 ②①に掲げる皇族以外の皇族の身辺警衛 ③警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺警護	434 千円	①③ 日額1,150円 ② 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕、(3)銃器所持犯人逮捕、(4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒、(6)銃器使用暴力団抗争の組事務所等での警戒、(7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円
犬等取扱手当	警務部門及び地域部門の業務に従事する警察職員	犬又は猫の受取若しくは引取り、一時保管又は保健所等への引渡し作業	4 千円	日額330円 ただし、捕獲の作業に従事した場合は、270円を加算
感染症患者等接触手当	感染症患者に対する犯罪の捜査等に従事する職員	感染症患者に対する犯罪の捜査等、感染症の病原体に汚染された死体の検視等及び感染症患者が訪れた警察施設の消毒等の業務	0 千円	日額 330円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,664,022 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	411 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,635,025 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	399 千円

（注） 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 (R6:6,500円) 2 子 1人につき 11,500円 (R6:10,000円) 3 父母等 1人につき 6,500円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※1は、行政職給料表8級及び9級相当は支給しない。 3は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		1,606,532 千円	261,863 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	異なる	基礎控除額 16,000円 支給限度額 28,000円	1,000,881 千円	324,329 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給（獣医師は15年以内（R6:13年以内））※1年経過することに額を減じて支給 医師・歯科医師 最高支給月額 416,600円 獣医師 最高支給月額 50,000円 (R6:40,000円)	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	97,781 千円	2,642,720 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 運賃等相当額 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～31,600円 (2) 四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 限度額3,000円 1～2及び特急・高速料金加算を合算して、限度額150,000円（R6:交通機関限度額55,000円、特急・高速料金加算限度額45,000円）	異なる	2(2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	1,754,774 千円	143,964 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。） 30,000円＋加算額（8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算）	異なる	150km～300km間の距離別手当額について、国と異なる額	94,114 千円	448,161 円
特勤勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	495 千円	55,018 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に 給料及び扶養手当の月額合計 額に級別に応じた支給割合を乗 じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			37,369 千円	153,152 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が 勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,400円 機器等の監視、管理等 のための当直 5,300円 福祉施設等の生活介助 等のための当直 6,100円 医師当直 22,000円 年末年始期間は、100分の150を 乗じて得た額	異なる	年末年始期 間の支給額	345,993 千円	223,510 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時 又は緊急の必要等により週休日 等に勤務をした場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		2,653 千円	28,837 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に 勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時 間数	同じ		184,658 千円	84,242 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正 規の勤務時間中に勤務した職員 に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時 間数(年末年始は、1時間当たり の給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の 支給割合	502,814 千円	204,729 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に職務の級及び支給区分に応じ て定額を支給 (55,000～126,400円)	異なる	支給額	1,048,893 千円	723,874 円
義務教育等教 員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する 教育職員に級号給に応じて2,000 ～8,000円を支給			504,144 千円	65,329 円
定時制通信教 育手当	定時制・通信教育に従事する校 長及び教員に給料の5%(管理職 手当受給者は4%)を支給			33,410 千円	247,484 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授 業及び実習を担当する教員に給 料の5%(定時制通信教育手当受 給者は3%)を支給			39,589 千円	242,879 円
農林漁業普及 指導手当	普及指導員が現地において直接 農林漁業者に技術及び普及指導 を行ったときに支給 日額800円 (給料月額の8%の範囲内)			2,928 千円	66,545 円
特定任期付職 員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著 な業績を挙げたと認められる職員 に対し支給 給料月額に相当する額 ※R7.4.1廃止	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
知事	1,137,400	円	(1,210,000)	円
副知事	893,000	円	(950,000)	円
教育長	750,000	円		
議長	950,000	円		
副議長	810,000	円		
議員	770,000	円		
知事	(令和6年度支給割合)			
副知事	3.45月分			
教育長				
議長	(令和6年度支給割合)			
副議長	3.45月分			
議員				
知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
副知事	121万円×在職月数×0.568＝	32,989,440	円	(任期ごと)
教育長	95万円×在職月数×0.404＝	18,422,400	円	(任期ごと)
	75万円×退職理由別・勤続年数別支給率＝	1,883,250	円	(退任時)

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、令和7年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
 なお、給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年＝48月)、教育長については、1期(3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。
- 3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当（5%）及び通勤手当が支給される（公用車通勤の場合を除く。）。

(8) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 587,664	千円 267,773	千円 156,617	% 26.7	% 31.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 23	千円 90,614	千円 14,803	千円 25,294	千円 130,711	千円 5,683

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
42.8 歳	365,180 円	548,676 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	3	13.6	主事 技師 計	1 2 3	10	45.5	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1	4.5	技師 計	1 1			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	7	31.8	副主査 主査 計	6 1 7	3	13.6	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	2	9.1	主査 計	2 2			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	6	27.3	主任 班長 工業用水道管理センター課長 工業用水道管理センター次長 計	3 1 1 1 6	6	27.3	課長補佐級
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	3	13.6	工業用水道管理センター所長 副課長 課長 計	1 1 1 3	3	13.6	課長級
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0	計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	次長級
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
合 計		22						

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,625 千円	
（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	10～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和7年4月1日現在）

和歌山県				
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	
	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ～45%)			
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分		
(退職時特別昇給		なし)		
1人当たり平均支給額		－ 千円	－ 千円	

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。
- 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度～令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		3,422 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		148,783 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	8 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	3 %	13(2) 人	3 %

(注) () 内は、暫定再任用職員及び定年后再任用短時間勤務職員の数である。

d 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			14 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			2,057 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			30.4 %	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事 手当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	①地上10m以上の危 険箇所にて行う工業 用水道施設の管理業 務 ②非常に狭く崩落の危 険がある、又は水道 管の破裂等特別な危 険の生じるおそれの あるずい道内の調査 又は検査 ③道路又はその周辺で 交通を遮断すること なく行う、工業用水 道施設の管理業務	5 千円	①日額 300円 ②日額 500円 ③日額 500円
災害応急作業等手 当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	重大な災害が発生した 工業用水道施設及びそ の周辺において行う巡 回監視、応急作業、応 急作業のための災害状 況の調査 豪雨等異常な自然現象 により重大な災害が発 生し、又は発生するお それがある場合におい て、災害対策本部が設 置された地方公共団体 の区域に出張して行う 避難所の運営その他の 知事が定める作業	9 千円	日額800円（R6.10.4 ～大規模な災害とし て知事が定める災害 に係る作業に従事し た場合日額1,080円） ただし、日没時から 日出時までの間に従 事した場合は、その 勤務1日につき400円 （R6.10.4～大規模な 災害として知事が定 める災害に係る作業 に従事した場合540 円）を加算すること ができる。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。
防疫業務手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①感染症の患者の移送又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患者に接する作業等	0 千円	①日額330円 ②日額1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,431 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	80 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	128 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 (R6:6,500円) 2 子 1人につき 11,500円 (R6:10,000円) 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※1は、行政職給料表8級及び9級相当は支給しない 3は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		3,001 千円	300,100 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 運賃等相当額 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 限度額3,000円 1～2及び特急・高速料金加算を合算して、限度額150,000円(R6:交通機関限度額55,000円、特急・高速料金加算限度額45,000円)	同じ		3,573 千円	155,359 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		2,996 千円	749,100 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 248,202	千円 263,171	千円 22,160	% 8.9	% 35.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 3	千円 11,502	千円 2,353	千円 4,420	千円 18,275	千円 6,092

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については令和7年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.5 歳	379,218 円	626,464 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0			2	66.7	係員級
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0			0	0.0	係長級
				計	0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	2	66.7	副主査	2	0	0.0	係長級
				計	2			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0			0	0.0	課長補佐級
				計	0			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	0	0.0			0	0.0	課長級
				計	0			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1	1	33.3	次長級
				計	1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
	合 計	3						

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,474 千円	
（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	10～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和7年4月1日現在）

和歌山県	
退職手当の基本額	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.7090 月分 最高限度 47.7090 月分 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ～45%)
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分
（退職時特別昇給	なし
1人当たり平均支給額	－ 千円 － 千円

- （注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。
- 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度～令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		621 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		207,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3(1) 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	3 %	0 人	3 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の数である。

d 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事 手当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	①地上10m以上の危 険箇所にて行う工業 用水道施設の管理業 務 ②非常に狭く崩落の危 険がある、又は水道 管の破裂等特別な危 険の生じるおそれの あるずい道内の調査 又は検査 ③道路又はその周辺で 交通を遮断すること なく行う、工業用水 道施設の管理業務	0千円	①日額 300円 ②日額 500円 ③日額 500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の知事が定める作業	0 千円	日額800円（R6. 10. 4～大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合日額1, 080円）ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円（R6. 10. 4～大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合540円）を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1, 000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。
防疫業務手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①感染症の患者の移送又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する作業等	0 千円	①日額330円 ②日額1, 000円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	64 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	32 千円
支給実績（令和5年度決算）	270 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	134 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 (R6: 6,500円) 2 子 1人につき 11,500円 (R6: 10,000円) 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※1は、行政職給料表8級及び9級相当は支給しない 3は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		258 千円	258,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 運賃等相当額 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～31,600円 (2) 四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 限度額3,000円 1～2及び特急・高速料金加算を合算して、限度額150,000円(R6: 交通機関限度額55,000円、特急・高速料金加算限度額45,000円)	同じ		426 千円	141,893 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		660 千円	660,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	1週間の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	育児・介護のための早出・ 遅出勤務の実施状況	育児・介護以外の時差勤 務制度の実施状況	フレックスタイム制度の実施状 況
知事部局	○	○	×
教育委員会	○	○	×
警察本部	○	○	×

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区 分	総取得日数 (a)	全対象職員数 (b)	平均取得日数 (a)/(b)
知事部局	40,601.9日	2,900人	14.0日
教育委員会	38,859.8日	2,970人	13.1日
警察本部	28,906.0日	2,310人	12.5日

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(令和7年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
5-2 不妊治療	1暦年5日(体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合は10日)以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 つわり	12日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日(子が2人の場合は10日)以内
15 短期介護	1暦年5日(要介護者が2人の場合は10日)以内
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (令和6年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	3	3	1	1	1	0	0	0	0	0
	女性職員	13	13	1	8	3	1	0	0	0	0
	計	16	16	2	9	4	1	0	0	0	0
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6)介護時間の取得者数 (令和6年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事 部局	男性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教育 委員 会	男性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	5	5	0	2	2	1	0	0	0	0
	計	6	6	0	3	2	1	0	0	0	0
警察 本部	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(令和6年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		処分の種類		降任		免職		休職		降給		合計		失職	
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	教育委員会	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	警察本部	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	小計	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
(2)心身の故障の場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	150	[39]					150	[39]		
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	66	[63]					66	[63]		
	警察本部	0	[0]	0	[0]	43	[16]					43	[16]		
	小計	0	[0]	0	[0]	259	[118]					259	[118]		
(3)職に必要な適格性を欠く 場合	知事部局	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	教育委員会	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	警察本部	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	小計	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
(4)職制・定数の改廃・予算の 減少により廃職・過員を生 じた場合	知事部局	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	教育委員会	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	警察本部	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
	小計	0	[0]	0	[0]							0	[0]		
(5)刑事事件に関し起訴され た場合	知事部局					0	[0]					0	[0]		
	教育委員会					0	[0]					0	[0]		
	警察本部					0	[0]					0	[0]		
	小計					0	[0]					0	[0]		
(6)条例で定める事由による 場合	知事部局					0	[0]	0	[0]			0	[0]		
	教育委員会					0	[0]	0	[0]			0	[0]		
	警察本部					0	[0]	0	[0]			0	[0]		
	小計					0	[0]	0	[0]			0	[0]		
(7)合計((1)～(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	150	[39]	0	[0]			150	[39]		
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	66	[63]	0	[0]			66	[63]		
	警察本部	0	[0]	0	[0]	43	[16]	0	[0]			43	[16]		
	合計	0	[0]	0	[0]	259	[118]	0	[0]			259	[118]		
(8)地公法第28条第4項により 失職した者	知事部局														0
	教育委員会														0
	警察本部														0
	小計														0
(9)地公法第28条第4項に基づ く条例により失職しなかつた 者	知事部局														0
	教育委員会														0
	警察本部														0
	小計														0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(令和6年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	1	0	0	2
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	1	1	0	0	2
(3)公務外非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	0	0	1	0	1
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	1	2
(4)収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	1	1
(5)道路交通法違反	知事部局	0	0	1	0	1
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	0	1
(6)監督責任	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	0	2	0	2
	教育委員会	1	1	0	2	4
	警察本部	0	0	0	0	0
	合計	1	1	2	2	6

6 職員のサービスの状況

(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（令和6年度）

（単位：人）

区分	性別等		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	部分休業 取得者数	令和6年度中に 新たに育児休業等 が取得可能となった職員 数	育休取得率
知事部局	男性職員	取得者実数	53	1	2	69	75.4%
		うち新規取得	52	1	2		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	1				
	女性職員	取得者実数	39	0	11	39	100.0%
		うち新規取得	39	0	11		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	計	取得者実数	92	1	13	108	84.3%
		うち新規取得	91	1	13		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	1				
教育委員会	男性職員	取得者実数	69	5	4	224	29.5%
		うち新規取得	66	5	4		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	3				
	女性職員	取得者実数	244	56	67	244	100.0%
		うち新規取得	244	27	67		
		うち再度取得	0	29			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	計	取得者実数	313	61	71	468	66.2%
		うち新規取得	310	32	71		
		うち再度取得	0	29			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	3				
警察本部	男性職員	取得者実数	48	0	0	92	52.2%
		うち新規取得	48	0	0		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	女性職員	取得者実数	30	4	26	27	111.1%
		うち新規取得	30	4	6		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				
	計	取得者実数	78	4	26	119	65.5%
		うち新規取得	78	4	6		
		うち再度取得	0	0			
		子の出生日以後57日以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0				

(2)育児短時間勤務の勤務形態（令和6年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員）（単位：人）

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員	0	1	0	0	0	1
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	0	1
教育委員会	男性職員	2	3	0	0	0	5
	女性職員	3	21	3	0	0	27
	計	5	24	3	0	0	32
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	3	1	0	0	0	4
	計	3	1	0	0	0	4

(3)修学部分休業の実施状況
(令和6年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

(4)高齢者部分休業の実施状況
(令和6年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5)自己啓発等休業の実施状況
(令和6年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	3
警察本部	○	0

(6)配偶者同行休業の実施状況
(令和6年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	2
警察本部	○	0

7 職員の退職管理の状況

①再就職情報の届出制度について

平成28年4月1日の地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定した。
届出事項を規則に定め、以下の項目について対象職員に再就職情報を届出させる。
対象者は管理職以上に就いていた元職員。
対象期間は離職後2年間。

●届出事項

- 1 氏名
- 2 生年月日(年齢)
- 3 離職時の所属・職名
- 4 離職日
- 5 再就職日
- 6 再就職先の名称
- 7 再就職先の業務内容
- 8 再就職先における地位(役職等)

②再就職者による依頼等の規制

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく再就職者による依頼等承認申請、同条第7項の規定に基づく規制違反依頼等の届出をさせる。

8 職員の研修の状況

(令和6年度)

研 修 名 等		対 象 者	回数 等	日数 (日)	修了者数 (人)	備 考
一 般 研 修	新規採用職員研修	知事部局職員(新規採用職員)	2	12	166	
	2年目職員研修	知事部局職員(職員採用後2年目の職員)	2	5	147	
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査職員)	2	5	125	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級職員)	2	3	116	
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級職員)	2	4	115	
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長及び地方機関の課長等)	2	4	117	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	4	104	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	65	
	県教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	1	36	
	県教育庁等職場研修委員研修	教育委員会職員(職場研修委員)	1	1	16	
	人権教育担当者職員研修	教育委員会職員(人権教育担当職員)	2	2	26	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	506	
	初任科	警察職員(新規採用の警察官(短期課程))	1	180	21	
	初任科	警察職員(新規採用の警察官(長期課程))	1	306	20	
	一般職員初任科	警察職員(新規採用の職員)	1	26	7	
	初任補修科	警察職員(採用時教養警察官(短期課程))	1	81	33	
	初任補修科	警察職員(採用時教養警察官(長期課程))	1	60	22	
	昇任時任用科	警察職員(昇任予定の警察官)	2	24	14	
特 別 研 修	政策形成能力開発研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	3	6	171	
	プレゼンテーション研修		4	8	162	
	住民との対話能力向上研修		4	8	204	
	民法講座(Ⅰ・Ⅱ)		2	4	99	
	統計的思考力養成講座		1	2	33	
	財務諸表の見方研修		2	4	103	
	メディア対応研修		1	2	37	
	政策法務研修		1	2	19	
	行政争訟講座		1	2	41	
	職場研修委員研修	知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	2	109	
	新規採用職員指導職員研修	知事部局職員(新規採用職員に対する指導職員)	1	1	86	
	育休任期付職員等研修(動画)	知事部局職員(育児休業代替職員)			99	
	育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	37	
	部下職員指導支援研修	知事部局職員(特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者)	1	1	111	
	政策形成能力研修(グループ演習形式)	知事部局職員(採用後10年目程度の職員)	1	3	6	
	政策形成能力研修(集中講義形式)	知事部局職員(30歳代の若手を中心とした全職員)	2	3	11	
	団体連携型研修	知事部局職員(受講を希望する職員)			17	
	市町村職員との合同研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	2	4	23	
	臨時的任用職員研修	知事部局職員(臨時的任用職員)			10	
	債権管理研修	知事部局職員(非強制徴収債権・私債権に係る業務担当者)	1	2	28	
	会計年度任用職員等研修(動画)	知事部局職員(新たに採用された事務補助職員等)			55	
	定年延長等対象職員研修(動画)	知事部局職員(令和6年度に60歳に達する職員)			119	
	人権研修等	警察職員(警部以下の警察官及び職員)	2	2	60	
	和歌山県特別研修	警察職員(希望者)	3	3	5	
セ ミ ナ ー	県職員人権・同和特別研修指導責任者研修	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	543	
	障害者雇用に関する管理者研修	知事部局職員(所属長の職にある職員)	1	1	193	
	想いをカタチにするための「実現力」講座	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	107	
	お笑い?マーケティング講座	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	45	
	スッキリ整うフォルダ管理術セミナー	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	183	
	県政情報セミナー(脱炭素、成長産業)	知事部局職員(受講を希望する職員)	1	1	61	
基 本 研 修	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	14	215	
	初任者研修(2年次研修)(R5年度継続)	教育委員会職員(新規採用R5年度継続者)	1	2	236	
	初任者研修(3年次研修)(R4年度継続)	教育委員会職員(新規採用R4年度継続者)	1	2	241	
	6年次研修	教育委員会職員(6年次教員)	1	2	216	
	中堅教諭等資質向上研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	6	236	
	中堅教諭等資質向上研修(R5年度継続)	教育委員会職員(10年経験者教員R5年度継続者)	1	2	218	
	新規採用養護教諭研修	教育委員会職員(新規採用養護教諭)	1	8	7	
	中堅養護教諭資質向上研修	教育委員会職員(中堅養護教諭)	1	4	13	
	新規採用栄養教諭研修【任用替え】	教育委員会職員(新規採用栄養教諭 任用替え)	1	4	1	
	中堅栄養教諭職員資質向上研修	教育委員会職員(中堅栄養教諭職員)	1	4	3	
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	4	7	
	新任校長研修	教育委員会職員(管理職・新任校長)	1	2	45	
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職・新任教頭)	1	3	44	
	新任主幹教諭研修	教育委員会職員(新任主幹教諭)	1	2	2	
	新任教務主任研修	教育委員会職員(初めて教務主任になった教員)	1	1	75	
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当する教員)	1	2	162	
	通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員(通級指導教室担当教員)	1	1	80	

専 門 研 修	小学校国語科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	60	
	中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	34	
	社会科・地理歴史科・公民科教育研修講座		1	1	31	
	小学校算数科教育研修講座		1	1	36	
	中学校・高等学校数学科教育研修講座		1	1	36	
	やさしい理科実験研修講座		1	1	26	
	理科教育研修講座		1	1	25	
	四季の星座研修講座		1	1	22	
	英語科教育研修講座		1	1	22	
	ALTとの効果的なTTのための英語科研修講座		1	1	16	
	道徳教育研修講座		1	1	133	
	特別支援教育スキルアップ研修講座		1	1	28	
	通常の学級で進める特別支援教育研修		1	1	59	
	教育相談研修講座Aー児童生徒の理解と支援ー		1	1	57	
	教育相談研修講座Bーこどもとの関わりに認知行動療法などの視点を生かすー		1	1	71	
	効果的なICTの授業活用研修講座A		1	1	29	
	効果的なICTの授業活用研修講座B		1	1	34	
	生徒指導研修講座		1	1	47	
	複式教育研修講座		1	1	8	
	「特別の教科 道徳」における授業づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	39	
	基礎から学ぶ学級集団づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	31	
	統計を活用した授業づくり研修講座【オンデマンド研修】		1	1	8	
	新学習指導要領が目指す統計・データ活用力研修講座【オンデマンド研修】		1	1	8	
	どの教科にも活用することのできる統計的な見方・考え方研修講座【オンデマンド研修】		1	1	24	
	学校図書館の効果的な活用を目指す司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員(司書教諭・学校司書、学校図書館に関係する教職員)	1	1	24	
	校務員研修	教育委員会職員(校務員)	1	1	32	
	部門別任用科	警察職員(警部補以下の警察官)	4	56	67	
	警務部門専科		4	20	43	
	生活安全部門専科		4	20	50	
	刑事部門専科		7	41	110	
	交通部門専科		2	20	15	
	警備部門専科		3	15	43	
開 発 研 究	研究推進・調査研究事業に係る研修	教育委員会職員(教員)	10		808	随時要請に応じて
相 教 談 育	教育相談主事等派遣事業に係る研修等	教育委員会職員(教員)	39	42	347	随時要請に応じて
研 長 修 期	長期教員研修	教育委員会職員(教員)	1		6	1年間
	教員の長期社会体験研修		1		4	1年間
合 計					8,667	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(令和6年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	区 分		件 数
公 務 災 害		152	通 勤 災 害		17	合 計		169
内 訳	知事部局	28	内 訳	知事部局	11	内 訳	知事部局	39
	教育委員会	75		教育委員会	2		教育委員会	77
	警察本部	49		警察本部	4		警察本部	53

(2) 健康診断実施状況

(令和6年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,061	2,911	2,622
雇入時健康診断	新規採用職員	193	239	49
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	11	0	83
農業業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	45	0	0
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	56	0	25
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	76	0	0
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	72	0	0
情報機器作業健康診断	情報機器作業に従事する職員の内希望者	169	0	56
B型肝炎健康診断	血液取扱業務に従事する職員の内希望者	23	0	0
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	12	0	0
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	125	0	782
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	10	0	0
海外派遣労働者健康診断	6か月以上海外へ派遣される職員及び6か月以上海外へ派遣され帰国した職員	1	0	0
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	8	0	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	30	0	25
酸取扱業務従事者歯科健康診断	酸取扱業務に従事する職員	17	0	0
高気圧業務従事者健康診断	異常気圧下における業務を行う職員	13	0	64
便培養検査(上記健診検査項目)	県立学校の寄宿舎調理員・学校給食調理員・栄養教諭等	0	117	0
肝炎検査(上記健診検査項目)	養護教諭及び県立特別支援学校教職員	0	986	0
腰痛検査	県立特別支援学校教職員(職務上、児童生徒の介助等に従事する者のうち希望者)	0	14	0
鉛業務従事者健康診断	鉛業務従事者	0	0	22
子宮頸がん・乳がん検診	20歳以上(子宮頸がん)及び40歳以上(乳がん)の希望した女性職員	0	0	63

(3) (一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

(令和6年度)

	(一財)和歌山県職員互助会	(一財)和歌山県教育互助会	(一財)和歌山県警察共助会
会 員 数	5,496 人	10,827人	2,548人
掛 金	173,215 千円	440,972千円	67,567千円
掛 金 率	(給料月額)×8.0/1000	(給料月額)×10.5/1000	(給料月額+扶養手当)×6.3/1,000
補 助 金	0 千円	0 千円	0 千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

10 その他知事が必要と認める事項

定年退職者の再就職者数																
区分 職種	令和5年度 退職者数 a	合 計 b	a のうち再就職者数					(令和6年度)								
			県に再就職した者					県以外に再就職した者								
			再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 h	うち再任用職員 i	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 l (外郭団体除く)	自営業 m			
														再就職 しない者 n	不明で ある者 o	
一般行政職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅱ 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の状況(令和6年度)

ア 競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○(大学卒業程度)Ⅰ種(早期枠)					
一般行政(早期)	389	368	80	20	18.4
土木(早期)	11	11	11	8	1.4
農業工学(早期)	3	3	3	2	1.5
計	403	382	94	30	12.7
○(大学卒業程度)Ⅰ種					
一般行政	250	148	124	91	1.6
学校事務	20	14	12	4	3.5
警察事務	27	16	13	6	2.7
情報 A	10	7	7	4	1.8
土木	13	6	6	2	3.0
農業工学	4	2	2	1	2.0
建築	11	7	7	5	1.4
電気	1	1	0	—	—
機械	1	0	—	—	—
化学 A	2	0	—	—	—
化学 B	5	4	3	1	4.0
農学	32	21	20	13	1.6
林学	12	9	8	8	1.1
水産	5	4	3	3	1.3
法医学鑑識	23	15	10	2	7.5
計	416	254	215	140	1.8
○(大学卒業程度)Ⅰ種追加募集					
土木(追加)	1	1	1	—	—
農業工学(追加)	1	0	—	—	—
電気(追加)	2	1	1	1	1.0
機械(追加)	1	1	1	1	1.0
化学 A(追加)	4	2	2	1	2.0
化学 B(追加)	5	3	3	2	1.5
農学(追加)	7	5	4	2	2.5
林学(追加)	4	3	2	1	3.0
計	25	16	14	8	2.0
Ⅰ種合計	844	652	323	178	3.7
○社会人枠					
一般行政	326	224	81	36	6.2
土木	5	5	5	4	1.3
農業工学	7	4	3	1	4.0
計	338	233	89	41	5.7
○(短大卒業程度)Ⅱ種					
土木職	3	3	2	1	3.0
農業土木職	0	—	—	—	—
計	3	3	2	1	3.0
○(高校卒業程度)Ⅲ種					
一般事務	42	34	13	5	6.8
学校事務	43	35	18	10	3.5
警察事務	28	17	13	5	3.4
土木	1	0	—	—	—
農業土木	1	1	1	1	1.0
農業	1	1	1	0	—
林業	2	2	0	—	—
計	118	90	46	21	4.3
○第1回警察官A					
警察官 A 男性一般	161	130	105	39	3.3
警察官 A 女性一般	38	35	31	13	2.7
計	199	165	136	52	3.2
○第2回警察官A					
警察官 A 男性一般	63	42	20	5	8.4
警察官 A 女性一般	17	10	8	3	3.3
計	80	52	28	8	6.5
○警察官B					
警察官 B 男性	197	128	81	26	4.9
警察官 B 女性	50	44	35	13	3.4
計	247	172	116	39	4.4
○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	16	13	11	9	1.4
農業	0	—	—	—	—
看護師	1	1	1	1	1.0
計	17	14	12	10	1.4
○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	40	38	37	22	1.7
学校事務	4	4	4	1	4.0
土木	1	1	1	0	—
農業	4	4	4	2	2.0
社会福祉士	1	1	1	1	1.0
看護師	0	—	—	—	—
司書	1	1	1	1	1.0
計	51	49	48	27	1.8
合計	1,897	1,430	800	377	3.8

イ 選考
(ア) 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社 会 福 祉 士	10	5	5	4	1.3
心 理 職 員	10	9	8	7	1.3
精 神 保 健 福 祉 士	4	4	4	2	2.0
薬 剤 師	11	8	8	4	2.0
保 健 師	21	18	14	9	2.0
栄 養 士	14	11	4	2	5.5
船 舶 職 員	2	1	1	1	1.0
診 療 放 射 線 技 師	5	4	4	2	2.0
道 路 管 理 技 術 員	9	8	8	5	1.6
動 物 保 護 指 導 員	5	4	4	2	2.0
農 林 技 術 専 門 員	4	1	0	－	－
畜 産 技 術 専 門 員	2	2	2	1	2.0
工 業 技 術 セ ン タ ー 研 究 員	3	3	3	2	1.5
専 任 教 員	4	4	4	4	1.0
障 害 者 (一 般 事 務)	11	11	7	3	3.7
障 害 者 (警 察 事 務)	2	1	0	－	－
職 業 訓 練 指 導 員 (理 容 科)	2	2	2	1	2.0
文化財専門員(埋蔵文化財担当)	5	5	3	1	5.0
学 芸 員 (近 代 美 術 館)	7	7	2	1	7.0
学 芸 員 (自 然 博 物 館)	8	7	4	1	7.0
看 護 師	14	14		7	2.0
社 会 福 祉 士 (追 加)	4	4	3	1	4.0
道 路 管 理 技 術 員 (追 加)	3	2	2	1	2.0
動 物 保 護 指 導 員 (追 加)	1	1	1	0	－
農 林 技 術 専 門 員 (追 加)	19	16	8	4	4.0
事 務 補 助 和 歌 山 ・ 海 南	113	101		71	1.4
事 務 補 助 ・ 那 賀	18	17		12	1.4
事 務 補 助 ・ 伊 都	8	7		4	1.8
事 務 補 助 ・ 有 田	18	15		12	1.3
事 務 補 助 ・ 日 高	19	15		12	1.3
事 務 補 助 ・ 西 牟 婁	15	14		9	1.6
事 務 補 助 ・ 東 牟 婁	16	14		12	1.2
事 務 補 助 ・ 龍 神	1	1		1	1.0
事 務 補 助 ・ 東 京	11	7		1	7.0
事 務 補 助 ・ 教 育 委 員 会	7	5		3	1.7
事 務 補 助 ・ 美 術 館 ・ 博 物 館	13	10		3	3.3
事 務 補 助 ・ 図 書 館	30	23		8	2.9
事 務 補 助 ・ 紀 南 図 書 館	10	7		1	7.0
事 務 補 助 ・ 警 察 和 歌 山 ・ 岩 出	17	14		9	1.6
事 務 補 助 (障 害 者) 和 歌 山	9	8		2	4.0
事 務 補 助 (障 害 者) 那 賀	5	5		2	2.5
事 務 補 助 (障 害 者) 伊 都	3	1		1	1.0
事 務 補 助 (障 害 者) 西 牟 婁	8	6		2	3.0
合 計	501	422	101	230	1.8

(イ) 公募以外(人事交流等)

職 任命権者	部長 又は 相当 職	次長 又は 相当 職	課長 又は 相当 職	課長 補佐 又は 相当 職	主査 又は 相当 職	副主査、 主事、技 師又は 相当職	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計
知事	3	3	6	11	10	20								53
教育委員会		1	5	10	4									20
警察本部長								4	6	7	3		1	21
合 計	3	4	11	21	14	20	0	4	6	7	3	0	1	94

(2) 昇任の状況(令和6年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	222	13	17.1
警 部 補	360	33	10.9
巡 査 部 長	646	43	15.0

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部 補	9	3	3.0

イ 選考

警察官(警視・警部・警部補・巡査部長)昇任選考

職	昇任者数
警 視	1
警 部	10
警 部 補	1
巡 査 部 長	6
計	18

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和6年の報告及び勧告のポイント>

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を平均2.66%引上げ
- ボーナスを0.1月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分
- 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 民間給与と職員給与との比較

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

本年4月の民間給与(A)	本年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
378,443 円	368,621 円	9,822 円(2.66%)

(イ) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給割合を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給割合(B)	差(A-B)
4.61 月分	4.50 月分	0.11 月分

イ 給与に関する勧告

(7) 月例給の改定

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の給料月額を引上げ

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b 初任給調整手当の改定

医師等の初任給調整手当を引上げ

c 実施時期

令和6年4月1日

改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
368,621 円	9,814 円*(2.66%)	378,435 円

* 給料表の改定に伴う手当額の増額分を含む。

参考（行政職給料表）
職員数 3,719 人
平均年齢 41.9 歳
平均勤続年数 17.4 年

(イ) 特別給（ボーナス）の改定

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.05月分引上げ（4.50月分→4.60月分）

支給割合（一般の職員の場合）

特別給		6 月期	12 月期	計
令和6年度	期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225 月）	2.5 月（現行 2.45 月）
	勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025 月）	2.1 月（現行 2.05 月）
	計	2.25 月（支給済み）	2.35 月（現行 2.25 月）	4.6 月（現行 4.5 月）
令和7年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月	2.5 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	2.1 月
	計	2.3 月	2.3 月	4.6 月

b 実施時期

勧告を実施するための条例の公布日

ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(7) 給料表の見直し

- ・ 国家公務員の俸給表に準じて改定
- ・ 初任給を始め若年層の給料月額を大幅に引上げ
- ・ より職責重視の体系とし、役割に見合う処遇に見直し

(4) 諸手当の見直し

a 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を 13,000 円に引上げ

配偶者に係る手当 6,500 円 → 廃止

子に係る手当（1人当たり）10,000 円 → 13,000 円

なお、配偶者に係る手当の廃止は、行政職給料表 8 級相当の職員及び警察官給料表 9 級の警察官を除き、2 年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げも同様に 2 年をかけて実施

b 地域手当

- ・ 国の見直しを踏まえるとともに、国とは異なる独自措置を講じてきた状況、人事管理上の影響、他の都道府県の実態、人材確保への影響等を考慮し、地域手当制度の趣旨に沿った適切な措置を講じることが適当
- ・ 異動保障の期間を 2 年間から 3 年間に延長（3 年目は異動等前の 60%の支給割合）

c 通勤手当

支給限度額を 1 か月当たり 150,000 円に引上げ（新幹線鉄道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給）

d 単身赴任手当

支給要件を拡大（採用時から支給可能に）

e 管理職員特別勤務手当

支給対象時間帯を拡大

現行：午前 0 時～午前 5 時 見直し後：午後 10 時～午前 5 時

(7) 再任用職員への手当支給の拡大

異動の円滑化に資する手当（地域手当の異動保障、住居手当等）を新たに支給

(4) 実施時期

給料表は令和 7 年 4 月 1 日に切替え

諸手当の見直しは令和 7 年 4 月 1 日から実施

エ 公務運営の改善

(7) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用 I 種試験受験者数について、早期募集枠、社会人枠試験では、多くの申込者があったものの、通常枠試験については減少傾向。和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて、キャリア形成やキャリアパスを含めて、更なる情報発信の強化を図るとともに効果的な採用試験の実施について検討
- ・ 採用後の人材育成には、管理職が職員のキャリア形成を支援する取組を定着させるとともに、若手職員の早期退職を防止するため、明確なキャリアパスの提示や働き方改革に取り組むことが必要

(4) 多様な職員の活躍推進

a 女性職員の活躍

- ・ 管理職の女性割合は昨年度から 1.9%減少。家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革に、より真剣に取り組むことが必要

b 障害者の雇用

- ・ 今後も、計画的な採用を推進するとともに、採用後の定着に向け、取組を推進することが必要

c 高齢層職員の活躍

- ・ 意欲をもって働くことができる対応を考えることが必要

(7) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めることが必要
- (イ) 勤務環境の整備
 - a 長時間労働の是正等
 - (a) 超過勤務の縮減
 - ・ 令和５年度の職員１人１月当たりの平均超過勤務時間数は、令和４年度に比べて知事部局と教育委員会は減少、警察本部は増加
 - ・ 超過勤務の縮減のためには、まず、勤務時間を適正に把握し、管理することが重要。行政事務用パソコンの実稼働状況などの客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を導入することが必要
 - (b) 教育職員の働き方改革の推進
 - ・ 教育委員会は、「教職員等の働き方改革推進プラン」の目標達成のため、引き続き対策を講じ、具体的な成果を出すことが必要
 - (c) 年次有給休暇の取得促進等
 - ・ 令和５年度は、知事部局、教育委員会及び警察本部の全てにおいて、それぞれの目標日数を達成。引き続き、計画的・継続的取得の促進に取り組むことが必要
 - b 柔軟な働き方の推進
 - ・ 職員一人ひとりの環境に即した柔軟な働き方が可能となるよう、より一層取組を進めていくことが必要
 - ・ 本年４月、勤務間インターバルの確保に係る任命権者の責務を明確化。時差勤務の積極的な活用、業務合理化等による超過勤務の縮減等により、勤務間インターバルの確保に向け取り組んでいくことが必要
 - c 仕事と家庭の両立支援の推進
 - ・ 男性職員の育児休業取得率は年々上昇。「こども未来戦略方針」における目標達成に向け、より一層の取組が必要
 - d 心の健康づくりの推進
 - ・ ストレスチェックを始め心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
 - e ハラスメントの防止対策
 - ・ 国の取組等を参考として、ハラスメント防止に関する指針に基づき、実効性のある取組を従来以上に推進していくことが必要
- (オ) 会計年度任用職員
 - ・ 国の非常勤職員との権衡や常勤職員との均衡を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、引き続き、適切に運用していくことが必要
- (カ) 服務規律の確保
 - ・ より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努めることが必要

(2) 報告資料

ア 職員の給与（令和6年4月1日現在）

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		人	令和5年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
全		人	14,094	△ 47	人	24	12	273	2,535	5,289	人	2,489
行政職		3,719	3,746	△ 27	2,967	24	12	228	174	-	11	303
研究職		222	220	2	177	-	-	25	-	-	-	20
医療職(1)		27	25	2	27	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		90	90	-	89	-	-	-	1	-	-	-
医療職(3)		201	200	1	201	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		16	17	△ 1	-	-	-	-	-	16	-	-
学校事務職員		275	283	△ 8	-	-	-	-	-	275	-	-
計		4,550	4,581	△ 31	3,461	24	12	253	175	291	11	323
高等学校等教育職員		2,307	2,338	△ 31	-	-	-	-	2,307	-	-	-
県立中学校教育職員		53	54	△ 1	-	-	-	-	53	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,018	4,981	37	-	-	-	20	-	4,998	-	-
計		7,378	7,373	5	-	-	-	20	2,360	4,998	-	-
警察官		2,166	2,187	△ 21	-	-	-	-	-	-	-	2,166

(注) 任期付職員、任期付研究員、専任用職員及び60歳に達した日後最初の4月1日以後、給料月額が適用されている職員については、本表には含まれていない。
 (以下、(エ)までについて同じ。)

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
全		人 14,094	歳 40.5	年 16.0
一 般 職 員	行政職	3,719	41.9	17.4
	研究職	222	42.8	16.2
	医療職(1)	27	41.0	6.0
	医療職(2)	90	42.8	16.0
	医療職(3)	201	42.7	14.6
	学校栄養職員	16	42.5	18.4
	学校事務職員	275	38.6	18.7
	計	4,550	41.8	17.2
教 育 職 員	高等学校等教育職員	2,307	43.1	17.8
	県立中学校教育職員	53	39.5	15.0
	市町村立小・中学校等 教育職員	5,018	39.0	13.8
	計	7,378	40.3	15.1
警察官		2,166	38.9	16.5
令和5年4月 全		14,141	40.5	16.0

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表		計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全		% 100.0	% 82.3	% 5.8	% 11.9	% 0.0	% 59.8	% 40.2
一 般 職 員	行政職	100.0	78.4	7.0	14.4	0.2	71.0	29.0
	研究職	100.0	96.8	2.3	0.9	－	75.2	24.8
	医療職(1)	100.0	100.0	－	－	－	66.7	33.3
	医療職(2)	100.0	81.1	18.9	－	－	57.8	42.2
	医療職(3)	100.0	44.3	48.3	7.5	－	36.3	63.7
	学校栄養職員	100.0	62.5	37.5	－	－	－	100.0
	学校事務職員	100.0	0.4	30.5	69.1	－	41.8	58.2
	計	100.0	73.2	10.3	16.4	0.1	67.4	32.6
教 育 職 員	高等学校等教育職員	100.0	97.3	2.6	0.2	－	52.9	47.1
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	－	－	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	94.6	5.4	0.0	－	43.7	56.3
	計	100.0	95.4	4.5	0.1	－	46.7	53.3
警察官		100.0	56.3	0.6	43.0	0.0	88.5	11.5
令和5年4月 全		100.0	81.8	5.9	12.2	0.0	59.9	40.1

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(エ) 職員の給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		給 料	扶養手当	地域手当	小 計	住居手当・ 管理職手当等	合 計
全		円 346,368	円 9,278	円 13,017	円 368,663	円 12,963	円 381,626
一 般 職 員	行政職	327,805	9,538	15,907	353,250	15,371	368,621
	研究職	350,762	10,072	13,234	374,068	16,722	390,790
	医療職(1)	423,071	8,426	74,255	505,752	366,407	872,159
	医療職(2)	331,414	8,894	8,933	349,241	8,675	357,916
	医療職(3)	335,289	9,791	6,720	351,800	7,237	359,037
	学校栄養職員	312,413	1,344	8,923	322,680	7,236	329,916
	学校事務職員	298,604	5,033	7,443	311,080	8,377	319,457
	計	328,074	9,255	15,043	352,372	16,577	368,949
教 育 職 員	高等学校等教育職員	383,388	9,137	13,636	406,161	9,139	415,300
	県立中学校教育職員	361,175	9,604	13,874	384,653	12,038	396,691
	市町村立小・中学校等 教育職員	352,040	7,022	10,042	369,104	13,274	382,378
	計	361,907	7,702	11,194	380,803	11,972	392,775
警察官		331,860	14,697	14,975	361,532	8,752	370,284

令和5年4月	全	342,040	9,281	12,840	364,161	12,810	376,971
	行政職	326,153	9,755	15,926	351,834	15,001	366,835

(注) 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

令和6年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
275事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

c(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業により17層に分類し、これらから
118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、「(イ)産業別、規模別調査事業所数」のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るとき
は、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集 計

(a) 調査実人員

初任給関係284人（行政職に相当する調査実人員239人）、初任給関係以外の調
査職種4,257人（行政職に相当する調査実人員3,549人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は17,318人であり、行政職に相当するものは
11,519人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	規模計	事 業 所 規 模					企 業 規 模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	100	4	4	5	31	56	31	50	19
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業、建 設 業	7	-	-	-	2	5	2	3	2
製 造 業	43	4	-	2	14	23	8	25	10
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	16	-	2	1	4	9	10	3	3
卸 売 業、小 売 業	3	-	-	-	2	1	1	1	1
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 質 貸 業	5	-	1	1	2	1	4	1	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	26	-	1	1	7	17	6	17	3

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が18所あった。

2 調査対象事業所118所に占める調査完了事業所100所の割合（調査完了率）は、84.7%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	235,728	251,177	201,722	※ 197,467
	短大卒	192,673	※ 197,071	※ 180,139	※ 202,214
	高校卒	176,521	180,589	171,357	184,462

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(エ) 職種別、学歴別給与額等

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	5	50.4	656,691	849	655,842	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	2	49.4	697,431	0	697,431	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	55.1	613,201	2,248	610,953	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	10	54.4	795,342	183	795,159	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	6	57.1	868,705	396	868,309	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	50.5	536,469	0	536,469	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	84	52.8	622,692	3,106	619,586	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	62	52.4	669,803	1,963	667,840	
	短大卒	7	54.8	480,314	8,711	471,603	
	高校卒	15	53.1	540,839	4,315	536,524	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	69	54.1	688,045	5,543	682,502	同 上
	大学卒	44	53.9	757,972	2,475	755,497	
	短大卒	10	56.1	612,322	6,918	605,404	
	高校卒	14	53.0	568,664	12,446	556,218	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務部次長	67	51.8	568,021	959	567,062	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	大学卒	59	51.4	576,339	1,104	575,235	
	短大卒	3	57.5	559,020	0	559,020	
	高校卒	5	54.0	493,911	0	493,911	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	21	51.4	526,631	13,611	513,020	同 上
	大学卒	8	53.7	609,491	16,321	593,170	
	短大卒	3	51.1	575,917	0	575,917	
	高校卒	10	50.0	462,110	15,144	446,966	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	205	49.3	529,525	7,855	521,670	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	144	47.9	575,137	6,882	568,255	
	短大卒	17	52.7	416,953	5,861	411,092	
	高校卒	44	51.4	454,304	11,137	443,167	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	204	50.3	591,748	12,400	579,348	同 上
	大学卒	107	49.2	621,460	3,553	617,907	
	短大卒	29	48.9	562,409	30,957	531,452	
	高校卒	65	52.2	560,009	16,778	543,231	
	中学卒	3	57.5	690,730	2,413	688,317	

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和6年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	116	48.3	457,753	20,777	436,976	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長一係長間）
	大学卒	83	47.5	463,411	16,493	446,918	
	短大卒	12	49.2	382,327	18,824	363,503	
	高校卒	21	50.3	473,902	33,665	440,237	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	92	49.5	561,153	38,559	522,594	同 上
	大学卒	49	48.5	558,053	34,512	523,541	
	短大卒	16	50.3	511,465	37,591	473,874	
	高校卒	27	50.6	597,926	45,988	551,938	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	181	45.9	432,554	35,442	397,112	係の長及び係長級専門職
	大学卒	105	44.3	418,136	33,052	385,084	
	短大卒	18	46.3	362,431	29,200	333,231	
	高校卒	58	49.0	485,563	42,246	443,317	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	219	49.9	549,886	48,828	501,058	同 上
	大学卒	87	46.1	545,770	40,205	505,565	
	短大卒	16	47.2	544,762	69,451	475,311	
	高校卒	114	53.2	554,217	52,925	501,292	
	中学卒	2	46.3	461,730	87,331	374,399	
	事務主任	180	41.5	351,035	33,053	317,982	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）
	大学卒	94	39.4	360,381	30,830	329,551	
	短大卒	32	46.2	344,352	30,151	314,201	
	高校卒	53	41.5	340,058	38,794	301,264	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術主任	271	47.2	544,066	91,726	452,340	同 上
	大学卒	77	41.9	492,991	93,360	399,631	
	短大卒	43	44.0	524,402	108,909	415,493	
	高校卒	147	50.7	574,737	85,747	488,990	
	中学卒	4	38.3	413,355	65,576	347,779	
	事務係員	965	39.9	306,846	23,938	282,908	
	大学卒	463	36.2	325,612	27,353	298,259	
	短大卒	184	42.9	281,255	18,015	263,240	
	高校卒	317	43.5	295,290	22,580	272,710	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係員	860	34.5	380,250	66,584	313,666	
	大学卒	381	32.0	367,626	58,636	308,990	
	短大卒	160	34.7	400,206	79,982	320,224	
	高校卒	314	37.6	383,776	67,932	315,844	
	中学卒	5	32.1	341,513	64,684	276,829	

（注）1 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

2 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 要 求 件 数 (事案件数) B	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 処 理 件 数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		令和7年3月31日 現在未処理件数 (事案件数) F (A+B)-C
				令和5年度末 未処理件数のうち 処 理 件 数 D	令和6年度新規 要求件数のうち 処 理 件 数 E	
措 置 要 求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

4 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 請 求 件 数 (事案件数) B	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日の 処 理 件 数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		令和7年3月31日 現在未処理件数 (事案件数) F (A+B)-C
				令和5年度末 未処理件数のうち 処 理 件 数 D	令和6年度新規 請求件数のうち 処 理 件 数 E	
分 限 処 分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲 戒 処 分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	免 職	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	停 職	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	減 給	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	戒 告	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)